

QUOカード プレゼントキャンペーン中



「禁煙外来」を利用して禁煙しませんか

どんな人が受けられるの？

以下の要件を全て満たした方は、保険証を使って禁煙外来治療が受けられます。

- ①直ちに禁煙しようと考えていること
- ②禁煙治療に関する問診票の結果、**ニコチン依存症**と診断（5点以上）されていること
- ③ブリンクマン指数（1日の喫煙本数×喫煙年数）が200以上であること
- ④禁煙治療を受けることを文書により同意していること

どこで受けられるの？

全国数多くの病院でお受けいただけます。
かかりつけの先生にご相談されてみては？



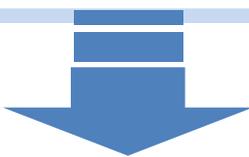
<http://www.nosmoke55.jp/nicotine/clinic.html>

どんなことをするの？

12週間で5回の診療をうけます。

《初回の診察》受診機関や医師によって多少異なりますが、概ね下のようなステップで診察が行われます。

- ・ニコチン依存かチェック、保険診療を受けられるか確認します。
- ・一酸化炭素濃度の測定、息の中にどれだけ有害物質があるか調査します。
- ・禁煙についてカウンセリングを受け、禁煙開始日を決定します。
- ・禁煙補助薬を選択します。



QUOカード（1,000円分）をプレゼントいたします

【対象となる方】

令和4年4月1日以降に、医療機関で保険診療による禁煙外来治療の**5回目の治療を終了し、禁煙継続の意思のある方**

【お申込方法】

「**申込書及び禁煙証明書**」にご記入のうえ、5回分の禁煙外来の領収書及び診療明細書の写しを添付し、当健康保険組合にご郵送ください。

東京都電気工事健康保険組合 保健課

郵送先 〒111-0052 東京都台東区柳橋1-27-1

電話 03-3861-1852